平 成 ２ ５ 年 度

公共下水道事業特別会計補正予算書

（第１号）

北名古屋市

平成２５年度北名古屋市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２５年度北名古屋市の公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

平成２５年６月３日提出

北名古屋市長　長　瀬　　保

第１表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限 度 額
公共下水道（雨水）整備事業費 久地野ポンプ場設備建設	平成26年度	千円 255,000

平成２５年度公共下水道事業特別会計
補正予算（第１号）に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
公共下水道(雨水)整備事業費 久地野ポンプ場設備建設	255,000			平成26年度	255,000	125,500	116,700		12,800